

平成25年1月8日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパン日本代表株ファンド信託終了（繰上償還）〈予定〉のお知らせ

拝啓 平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「損保ジャパン日本代表株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）は、平成21年3月以来、運用を行ってまいりましたが、平成24年11月末現在の受益権総口数は522,128,624口（純資産総額473,284,216円）であり、信託約款に定められた受益権口数（10億口）を下回っており、当ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況となっています。

弊社といたしましては、今後も受益権口数の大幅な増加は難しいと考え、信託終了（繰上償還）し、受益者の皆様からお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面及び添付の「書面決議参考書類」をご高覧のうえ、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送り下さいますようお願い申し上げます。

何卒、この信託終了（繰上償還）の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

損保ジャパン日本代表株ファンド

2. 書面決議の手続き及び日程

- | | |
|----------------|------------------------|
| ①受益者及び受益権口数の確定 | 平成25年1月8日 |
| ②書面による議決権の行使期間 | 平成25年1月8日から平成25年1月28日 |
| ③書面による決議の日 | 平成25年1月29日 |
| ④買取請求期間 | 平成25年1月30日から平成25年2月18日 |
| ⑤信託終了（繰上償還）予定日 | 平成25年2月26日 |

本書面による議決権の行使は、平成25年1月8日時点の受益者を対象としております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、予定通り平成25年2月26日をもって信託終了（繰上償還）いたします。

また、上記の受益者数及び議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法について

議決権の行使は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へご提出いただくことにより行われます。

「議決権行使書面」の委託会社への提出は、ご郵送により行います。議決権の行使の期限（平成25年1月28日）までの委託会社到着分を有効とします。

なお、受益者が、「議決権行使書面」を委託会社へ提出せず、議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとさせていただきますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。

議決権行使書面のご郵送先

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

[留意事項]

- ・本議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合には、書面決議について賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方が本議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権を無効とさせていただきますのでご了承ください。

4. 反対受益者の買取請求手続について

信託終了（繰上償還）を行う場合には、信託の終了（繰上償還）に反対した受益者は、平成25年1月30日から平成25年2月18日までの間に、自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して、投資信託財産による買取りを請求することができます。

ただし、信託の終了（繰上償還）に反対した受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。

買取請求は、信託終了（繰上償還）に反対した受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

買取りの価額は、信託終了（繰上償還）がなければ当該受益権が有すべき公正な価額（受託銀行で必要書類を受理した日に算出される基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）を控除した額）となります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。なお、当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、買取請求は諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いは、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

また議決権の行使期間中、買取請求期間中ともに、信託終了（繰上償還）の決議に反対したか否かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通り、ご解約のお申込みを受付けます。

なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部
電話番号 03-5290-3519（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

個人情報の取扱いについて

書面決議に際して、委託会社、販売会社及び受託銀行にご提出いただいた個人情報は議決権行使受益権口数の管理及び買取請求の手続きを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針にしたがって管理されます。

以上